2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字福原字源志山二三八四の一から二三八四の三まで、二四一七の一、二四一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字源志山二三八四の一から二三八四の三まで・二四一七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町水川字竹郷八二一の一、八二一の五、字丹郷八二二の一二、八二二の二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹郷八二一の一・字丹郷八二二の二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市東多久町大字納所一九二九の二二から一九二九の二四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字山ノ神三六八八の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百二十一号

関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、令和六年国土交通省告示第千三百二号を参照。）

エプロン

面積　百二十七万百八十五平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　令和七年四月十七日

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十七日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
多久市北多久町大字小侍一一一番一から同市北多久町大字小侍五九九番一九まで	前	一四・二五～三二・二五メートル	〇・二一三キロメートル
	後	一二・九七～一九・〇八メートル	〇・二一三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○農林水産省告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十七日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津字竜拝二三五一の一六、二三五一の三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）